

○島根県立産業高度化支援センター条例施行規則

平成13年3月23日

島根県規則第9号

改正 平成14年8月30日規則第79号

平成16年10月12日規則第77号

(平成17年3月4日規則第10号)

平成17年3月4日規則第10号

平成21年9月8日規則第75号

(平成22年3月26日規則第19号)

平成22年3月26日規則第19号

平成23年3月31日規則第38号

平成26年3月18日規則第26号

平成28年3月31日規則第45号

平成29年3月24日規則第9号

平成31年3月29日規則第32号

平成31年4月26日規則第48号

令和3年3月31日規則第56号

令和4年3月8日規則第27号

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則をここに公布する。

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県立産業高度化支援センター条例(平成13年島根県条例第18号。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の制限)

第2条 知事又は指定管理者は、必要があると認めるときは、島根県立産業高度化支援センター(以下「センター」という。)の利用を制限することができる。

(令3規則56・一部改正)

(創業準備室、創業支援室又は研究開発室の使用対象者)

第3条 条例第3条第1項及び第2項の規則で定める者は、創業準備室又は創業支援室(条例第10条の規定により創業支援室とみなされた場合を含む。)の使用期間満了後、引き続き創業準備室又は創業支援室を使用しようとする者とする。

2 条例第3条第3項第1号の規則で定める業種は、島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）第2条各号に掲げる業種とする。

（平14規則79・令3規則56・一部改正）

（使用の承認の申請）

第4条 条例第4条第1項の規定により創業準備室、創業支援室、研究開発室、プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室又はプラント実験室（以下「創業準備室等」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「施設使用申請者」という。）は、施設使用承認申請者（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 施設使用申請者の履歴、事業内容等を記載した書類（法人にあっては、法人の登記事項証明書、定款及び事業報告書）

(2) 創業後5年を経過していない者にあっては、事業を開始した日（以下「創業日」という。）及び創業日以後の事業活動を明らかにする書類

(3) 申請日の直前2決算期分の財務諸表で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 法人 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理を明らかにした書類その他の決算関係書類

イ 個人 青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類

(4) 事業計画書（事業の目的、内容及び展望、技術又は商品の独創性及び技術開発力、経営の方針、連携する者、助言又は支援を受ける者などを記載した書類）

(5) その他知事が必要と認める書類

2 条例第4条第1項の規定により防音室若しくは会議室（以下「会議室等」という。）又はその他設備器具の使用の承認を受けようとする者は、使用を開始しようとする日の6月前から使用を開始しようとする日までに、会議室等使用承認申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その期間によらないことができる。

3 条例第4条第1項の規定により創業準備室等の附属設備又は指定駐車場の使用の承認を受けようとする者（施設使用申請者又は創業準備室等の使用の承認を受けた者に限る。）は、使用を開始しようとする日までに、附属設備等使用承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（平14規則79・平17規則10・平21規則75・令3規則56・一部改正）

（使用の承認）

第5条 知事又は指定管理者は、条例第4条第1項の承認をしたときは、施設使用承認書(様式第4号)、会議室等使用承認書(様式第5号)又は附属設備等使用承認書(様式第6号)(以下「使用承認書」という。)を施設使用申請者に交付するものとする。

(平14規則79・平21規則75・令3規則56・一部改正)

(使用承認の変更)

第6条 条例第4条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が当該承認に係る事項を変更しようとするときは、使用変更承認申請書(様式第7号)に使用承認書を添えて知事又は指定管理者に提出しなければならない。

2 知事又は指定管理者は、前項の申請書の提出があった場合において、変更を承認したときは、使用承認書に変更に係る事項を記載して、これを返付するものとする。

(令3規則56・一部改正)

(使用承認の承継)

第7条 創業準備室等の使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承継承認申請書(様式第8号)に使用承認書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 使用者が個人であって、当該個人が新たに法人を設立し、当該法人が使用を継続しようとするとき。

(2) 使用者が法人であって、当該法人が合併し、若しくは分割し、又は組織変更し、合併若しくは分割又は組織変更後の法人が使用を継続しようとするとき。

2 知事は、使用者の地位及び事業内容が承継していると認められる場合に限り、使用の承継を承認できる。

3 知事は、前項の承認をしたときは、使用承認書に承継に係る事項を記載して、これを返付するものとする。

(平14規則79・令3規則56・一部改正)

(使用承認期間の更新)

第8条 条例第5条第1項の規定により創業準備室等の使用を承認する期間(以下「使用承認期間」という。)の更新を受けようとする者は、使用承認期間が満了する日の3月前までに、使用承認期間更新申請書(様式第9号)に使用承認書及び次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業成果報告書(創業準備室等に入居後の事業活動の経緯及び現状、研究開発した技術又は商品、連携している者、助言又は支援を受けている者、専門家の評価、解決すべき問題点などを記載した書類)

(2) 申請日の直前2決算期分の財務諸表で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 法人 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理を明らかにした書類、事業報告書その他の決算関係書類

イ 個人 青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類

(3) 事業計画書（事業の目的、内容及び展望、期間の更新の必要性、技術又は商品の獨創性及び技術開発力、経営の方針、連携する者、助言又は支援を受ける者などを記載した書類）

(4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合において、更新を承認したときは、使用承認書に更新に係る事項を記載して、これを返付するものとする。

（平14規則79・令3規則56・一部改正）

（使用料）

第9条 条例別表の知事が定める単位及び知事が定める額は、別表第1のとおりとする。

（使用料の納付方法等）

第10条 条例第7条第2項の使用料の納付方法は、次の各号に定める方法とする。

(1) 納入通知書に、現金を添えて当該通知書に指定する金融機関に納付する方法

(2) 口座振替により納付する方法

(3) 直接現金をもって納付する方法

2 創業準備室等及び指定駐車場の使用料は、1月の額（条例別表の1の表備考2の規定により日割り計算した場合は当該日割り計算による額）を、各月につき納付するものとする。

3 使用料の納付時期は、知事が必要と認めた場合を除き、別表第2のとおりとする。

（平14規則79・令3規則56・一部改正）

（使用料の減免）

第11条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第10号）に使用承認書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合において、減免を決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

（令3規則56・一部改正）

（使用辞退の届出等）

第12条 創業準備室等の使用者は、創業準備室等の使用開始の日前に使用を中止しようと

するときは、速やかに使用辞退届出書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合においては、当該使用辞退届出書を提出した日から1月を経過した日までは創業準備室等を使用したものとみなして使用料を計算するものとする。ただし、使用辞退届出書を使用開始する日の前日から起算して1月前までに提出した場合は、この限りでない。

（平14規則79・令3規則56・一部改正）

（使用料の還付）

第13条 条例第9条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。この場合において、その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(1) 条例第9条第1号又は第2号に該当するとき。 センターの施設及び設備で条例の別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用することができなくなった期間の使用料相当額

(2) 条例第9条第3号に該当するとき。 次の表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

| 種別 | 使用の中止を申し出た日 | 還付する額 |
|--------|--------------------------|------------------------------------------|
| 創業準備室等 | 使用開始の日の前日から起算して1 月前まで | 納付した使用料全額 |
| | 使用開始の日の前日まで | 納付した使用料のうち、使用の中止を申し出た日から1月経過した日以後の使用料相当額 |
| 指定駐車場 | 使用開始の日の前日まで | 納付した使用料全額 |

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（様式第12号）に使用承認書を添えて知事に提出しなければならない。

（平14規則79・平21規則75・平28規則45・一部改正）

第14条 創業準備室等又は指定駐車場の使用を開始した使用者が、使用承認期間が満了する前に使用を中止する場合には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の使用料を還付するものとする。

| 種別 | 還付する額 |
|--------|------------------------------------|
| 創業準備室等 | 納付した使用料のうち、第19条第4項の規定により使用を終了したとみな |

| | |
|-------|-------------------------------------|
| | される日以後の使用料相当額 |
| 指定駐車場 | 納付した使用料のうち、使用を中止した日の属する月の翌月以後の使用料全額 |

2 前条第1項後段及び同条第2項の規定は、前項の規定による還付についても適用する。

(平14規則79・平29規則9・一部改正)

(創業準備室等の改造等)

第15条 条例第13条の規定により創業準備室等に改造、工事、特殊設備の設置その他の行為(以下「改造等」という。)を行おうとする者は、改造等を行おうとする日の10日前までに、改造等承認申請書(様式第13号)に改造等の内容を具体的に示す書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、創業準備室等の改造等を承認したときは、改造等承認書(様式第14号)を当該申請をした者に交付するものとする。

3 創業準備室等の使用者は、第1項の改造等が完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(平14規則79・令3規則56・一部改正)

(事業の報告)

第16条 創業準備室等の使用者は、事業年度(法人にあつては法人税法(昭和40年法律第34号)第13条第1項に規定する事業年度をいい、個人にあつては毎年1月1日から12月31日までの期間をいう。以下この条において同じ。)終了後3月以内に、当該事業年度に係る事業について、知事に報告するものとする。

(平14規則79・令3規則56・一部改正)

(指定管理者の申請に関する書類等)

第17条 条例第17条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(様式第15号)によらなければならない。

2 条例第17条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 過去3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (3) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平16規則77(平17規則10)・追加)

(事業報告書の内容等)

第18条 条例第19条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第21条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消しの日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消しの前日までとする。

2 条例第19条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) センターの管理の体制
- (2) センターの管理の実施状況
- (3) センターの管理に要した経費の状況
- (4) センターの利用の実績及び使用料徴収の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める事項

(平16規則77・追加)

(使用終了の届出、点検等)

第19条 創業準備室等の使用者は、創業準備室等を立ち退こうとするときは、創業準備室等及びその附属設備並びに指定駐車場の使用を終了するときまでに条例第25条に規定する原状回復を行った上で、使用終了届出書(様式第16号)を知事に提出し、創業準備室等及びその附属設備並びに指定駐車場の点検を受けなければならない。

2 創業準備室等の使用者は、使用承認期間満了前に立ち退こうとするときは、立ち退こうとする1月前までに使用終了事前届出書(様式第17号)を知事に提出しなければならない。

3 次に掲げる場合においては、当該各号に定める日をもって創業準備室等の使用を終了したものとみなして使用料を計算するものとする。

- (1) 使用承認期間満了前に立ち退こうとする場合 使用終了事前届出書に記載した使用終了日、点検に合格した日又は使用終了事前届出書を届け出た日から1月経過した日のいずれか遅い日
- (2) 条例第6条の規定により使用の承認を取り消されて立ち退く場合 点検に合格した日

4 会議室等の使用者は、会議室等及びその他設備器具の使用を終了したときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出て、その点検を受けなければならない。

(平14規則79・一部改正、平16規則77・旧第17条繰下・一部改正、令3規則56・一部改正)

(利用者の遵守事項)

第20条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を要する施設に承認を受けずに立ち入らないこと。
- (2) 使用の承認を要する設備を承認を受けずに使用しないこと。
- (3) 知事の許可を受けずにセンター内で寄附金の募集、物品の販売及び飲食物の提供を行わないこと。
- (4) 火薬、凶器等の危険物をセンター内に持ち込まないこと。
- (5) めいていした状態でセンターを利用することその他のセンター内の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
- (6) 火災及び盗難の発生防止に留意すること。
- (7) 職員の指示に従うこと。
- (8) その他知事が定める事項に従うこと。

(平16規則77・旧第18条繰下)

(損壊等の届出)

第21条 センターを利用する者は、施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、速やかに知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 創業準備室等の使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所（法人にあつては、名称若しくは代表者の氏名又は所在地）に変更があつたとき。
- (2) 創業準備室等の使用を1月以上休止しようとするとき。

(平14規則79・一部改正、平16規則77・旧第19条繰下、令3規則56・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第8条から第10条まで、第13条、第14条、第16条から第19条まで、別表第1及び別表第2の規定は、条例の施行の日から施行する。

(使用料の納付時期の特例)

2 条例附則第2項の規定に基づき創業支援室等、指定駐車場及び会議室の使用の承認を受けた者に係る使用料の納付時期は、別表第2の規定にかかわらず、条例の施行の日から起算して10日以内とする。

附 則（平成14年規則第79号）

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第77号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第10号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成21年規則第75号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第38号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第26号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）第4条第1項の承認を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第32号）

改正 平成31年4月26日規則第48号

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（平31規則48・一部改正）

附 則（平成31年規則第48号）

この規則は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和元年5月1日）

附 則（令和3年規則第56号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和4年規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に島根県立産業高度化支援センター条例(平成13年島根県条例第18号)第4条第1項の承認を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第9条関係)

(平14規則79・全改、平21規則75(平22規則19)・平23規則38・平26規則26・平29規則9・平31規則32・令3規則56・令4規則27・一部改正)

1 創業準備室、創業支援室及び研究開発室の附属設備

| 設備名 | 単位 | 使用料 |
|-------|----------------|-----------------|
| 電気設備 | 1キロワット時につき | 実費を基準として知事が定める額 |
| ガス設備 | 1立方メートルにつき | 250円 |
| 水道設備 | 1立方メートルにつき | 230円 |
| 下水道設備 | 水道設備1立方メートルにつき | 140円 |
| 電話設備 | | 実費を基準として知事が定める額 |

2 プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室及びプラント実験室の附属設備

| 設備名 | 単位 | 使用料 |
|-------|----------------|-----------------|
| 電気設備 | 1キロワット時につき | 実費を基準として知事が定める額 |
| ガス設備 | 1立方メートルにつき | |
| 水道設備 | 1立方メートルにつき | |
| 下水道設備 | 水道設備1立方メートルにつき | |
| 電話設備 | | |

3 その他設備器具

| 設備名 | | 単位 | 使用料 | 備考 |
|------------|--------------------|----------|------|-----------|
| 大会議室 | 音響設備 | 一式1時間につき | 480円 | マイク装置を含む。 |
| | 映像設備 | 一式1時間につき | 430円 | |
| | 映像収録用カメラ装置 | 一式1時間につき | 210円 | |
| 中会議室 | プロジェクター | 一式1時間につき | 290円 | |
| | 簡易マイク装置 | 一式1時間につき | 20円 | |
| 小会議室 | マイク装置 | 一式1時間につき | 30円 | |
| | 映像設備 | 一式1時間につき | 130円 | |
| 特別会議室 | 音響設備 | 一式1時間につき | 160円 | マイク装置を含む。 |
| | 映像設備 | 一式1時間につき | 220円 | |
| 大会議室・特別会議室 | 4面ディスプレイ型WEB会議システム | 一式1時間につき | 190円 | |
| 南館会議室 | WEB会議システム | 一式1時間につき | 60円 | |

別表第2（第10条関係）

（平14規則79・平21規則75・平28規則45・令3規則56・一部改正）

| 種別 | 使用料の納付時期 |
|---------------|------------------------------------------------------|
| 創業準備室等及び指定駐車場 | 使用する月の前月の末日まで。ただし、使用開始の日の属する月の使用料は、条例第4条第1項の承認後15日以内 |
| 創業準備室等の附属設備 | 使用した月の翌月の末日まで |
| 会議室等又はその他設備器具 | 使用を終了したときから15日以内 |